

◆65歳以上の第1号被保険者のかたの介護保険料の納め方

保険料の納め方は2種類に分かれます。

年金額が年額18万円以上のかた、
前年中も第1号被保険者のかた



特別徴収
(年金からの天引き)

- 年金の定期支払(年6回)の際に介護保険料が差し引かれます。
- 特別徴収は4.6.8月の「仮徴収」と10.12.2月の「本徴収」に分かれます。仮徴収では、原則として前年度の2月と同額が天引きされます。前年の所得が確定した後、所得等に応じて保険料が決まり、仮徴収により納付いただいた分と調整した上で本徴収となります。

***介護保険料は、本人希望により年金からの引き去りを中止し口座振替に切り替えることはできません。**

- 口座振替をされていた人
特別徴収(年金天引き)になると口座振替は自動的に止まります。

年金額が年額18万円未満のかた、
老齢福祉年金を受給されているかた、
年度の途中で65歳になられたかた



普通徴収
(納付書、又は口座からの納付)

- 7月から2月(年8回)に納付書で金融機関に納めてください。口座振替をされている方は、納期限の日に口座から引き落としになります。
- 口座振替をご利用ください。
通帳、通帳のお届け印、納付書をもって金融機関の窓口で手続きしてください。

特別徴収(年金天引)

	仮徴収			本徴収		
天引月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
算出方法	前年度2月と同じ金額			年間の保険料から左記の仮徴収額を差し引いた金額		